

保護者様

大阪府立大手前高等学校長

学校において予防すべき感染症に罹患した場合は、出席停止となります。

感染症の種類に応じて報告書または意見書を作成し、登校再開時に担任へ提出してください。

■インフルエンザの場合、別紙「インフルエンザに係る報告書」を保護者の方がご記入ください。

■新型コロナウイルスの場合、別紙「新型コロナウイルスに係る報告書」を保護者の方がご記入ください。

■上記以外の感染症の場合、本紙「学校感染症等に係る登校に関する意見書」への記入を医療機関に依頼してください。

学校感染症等に係る登校に関する意見書

年 組 番 名前

◎ 第1種感染症 [治癒するまで] ([]内は出席停止の期間の基準)

()

◎ 第2種感染症

麻しん [解熱した後3日を経過するまで]

風しん [発しんが消失するまで]

水痘 [すべての発しんが痂皮化するまで]

咽頭結膜熱 [主要症状が消退した後2日を経過するまで]

流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで]

百日咳 [特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで]

結核 [感染のおそれがないと認めるまで]

髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれがないと認めるまで]

◎ 第3種感染症 [感染のおそれがないと認めるまで]

流行性角結膜炎

急性出血性結膜炎

腸管出血性大腸菌感染症

コレラ

細菌性赤痢

腸チフス

パラチフス

その他の感染症 ()

※「その他の感染症」について

学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症として緊急的に措置をとることができる。

例 [溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎(ノロ、ロタウイルス等)]

上記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則に基づき、

令和 年 月 日()から 令和 年 月 日()まで

療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったため登校が可能であると判断しました。

令和 年 月 日

医療機関名：

医師名： _____